

インドネシア共和国  
大統領

知的財産コンサルタント  
に関する  
インドネシア共和国政令 2021 年 100 号

慈悲深き、慈悲あまねき、アッラーの御名において

インドネシア共和国大統領は、

- a. 国家開発を支援するため、知的財産コンサルタントが国内的にも国際的にも知的財産の保護システムにおいて重要な役割を有していること；
- b. 知的財産権コンサルタントに関する政令 2005 年 2 号の規定は、既に社会の発展と社会における法的需要に沿わなくなったため、変更の必要があること；
- c. a、b 項の判断に基づいて、また工業意匠に関する法律 2000 年 31 号 15 条、集積回路配置設計に関する法律 2000 年 32 号 13 条の規定の履行のため、知的財産コンサルタントに関する政令を定める必要があること；

を検討し、

1. インドネシア共和国 1945 年憲法 5 条(2)項；
2. 営業秘密に関する法律 2000 年 30 号（インドネシア共和国官報 2000 年 242 号、官報補遺 4044 号）；
3. 工業意匠に関する法律 2000 年 31 号（インドネシア共和国官報 2000 年 243 号、官報補遺 4045 号）；
4. 集積回路配置設計に関する法律 2000 年 32 号（インドネシア共和国官報 2000 年 244 号、官報補遺 4046 号）；
5. 著作権に関する法律 2014 年 28 号（インドネシア共和国官報 2014 年 266 号、官報補遺 5599 号）；
6. 雇用創出に関する法律 2020 年 11 号（インドネシア共和国官報 2020 年 245 号、官報補遺 6573 号）；

号)により改正された、特許に関する法律 2016 年 13 号 (インドネシア共和国官報 2016 年 176 号、官報補遺 5922 号)；

7.雇用創出に関する法律 2020 年 11 号 (インドネシア共和国官報 2020 年 245 号、官報補遺 6573 号)により改正された、商標と地理的表示に関する法律 2016 年 20 号 (インドネシア共和国官報 2016 年 252 号、官報補遺 5953 号)；

を考慮し、

知的財産コンサルタントに関する法律

を定めることを決める。

## 第 I 章 総則

### 第 1 条

本政令では用語を以下のように定義する：

- 1.知的財産コンサルタントとは、知的財産分野に専門性を有し、知的財産コンサルタントとして登録され、また特に知的財産申請の提出と取扱の分野の役務を提供する者である。
- 2.以降、監督協議会と略称する知的財産コンサルタント監督協議会とは、知的財産コンサルタントに対する監督と育成を行うために大臣が設置する機関である。
- 3.職業団体とは、知的財産コンサルタントのプロとしての質を向上し、知的財産保護システムの発展に貢献するための、自由で独立した知的財産コンサルタントの法人格を有する団体である。
- 4.大臣とは、法務分野の行政業務を担当する大臣である。
- 5.総局とは、法務分野の行政業務を担当する省の下にある知的財産総局である。
- 6.日とは労働日である。

## 第 II 章 知的財産コンサルタントの任命

## 第 1 部

### 一般規定

## 第 2 条

知的財産コンサルタントは大臣により任命される。

## 第 2 部

### 任命条件

## 第 3 条

知的財産コンサルタントに任命されるため、知的財産コンサルタントの候補者は以下の条件を満たさなければならない：

- a. インドネシア国籍；
- b. 唯一神への信仰；
- c. 心身の健康；
- d. インドネシア共和国領域内での居住；
- e. 最低大卒の学歴；
- f. 最低 25 歳の年齢；
- g. 英語ができる；
- h. 国家公務員、政府高官の地位にない、または法令により兼務が禁じられた他の役職に就いていない
- i. 知的財産コンサルタント研修に参加済；
- j. 知的財産コンサルタント試験に合格済；
- k. 大学卒業後、少なくとも 24 ヶ月連続で知的財産コンサルタント事務所または知的財産管理ユニットで実習または勤務した；あるいは
- l. 少なくとも禁錮 5 年かそれ以上の禁錮の可能性がある刑事事件を起こし、既に法的確定効のある裁判所の判決に基づき刑事罰が科されたことがない。

## 第 4 条

(1) 3 条 i で定められた研修参加済という条件、および 3 条 k で定められた研修または勤務を行う条件は、知的財産コンサルタントに任命される総局の元職員に対しては例外とされる。

(2) 3 条 a から h、j および l で定められた条件を満たさなければならない他、知的財産コンサルタントに任命される総局の元職員は以下の条件を満たさなければならない：

- a. 総局で 20 年間勤務した；および
- b. 退職決定書の日付から 1 年が経過した。

## 第 5 条

(1)3条jで定められた知的財産コンサルタント試験は、総局が行う。

(2)(1)項で定められた知的財産コンサルタント試験を受験するため、総局退職者以外の知的財産コンサルタント候補者は、知的財産コンサルタント研修に参加しなければならない。

(3)知的財産コンサルタント試験の実施に関する規定は、大臣規則で定める。

## 第6条

(1)5条(2)項で定められた知的財産コンサルタント研修は、総局が他の機関と協力して行う。

(2)知的財産コンサルタント研修は、大臣が定めたカリキュラムに基づいて行われる。

(3)知的財産コンサルタント研修の実施に関する規定は、大臣規則で定める。

## 第3部

### 任命手続

## 第7条

(1)知的財産コンサルタント候補者は、申請に基づいて任命される。

(2)(1)項で定められた申請は、電子的または非電子的に行われる。

(3)(2)項で定められた申請は、申請書に記入し、以下の条件書類を添付して大臣に提出する：

- a.住民登録カードのコピー；
- b.納税者基本番号のコピー；
- c.政府系病院の医師による心身健康の診断書原本；
- d.警察の無犯罪証明書の原本；
- e.登録済の大学卒業証書のコピー；
- f.TOEFLまたは同等の試験の最低500点の英語能力認定書；
- g.1万ルピアの印紙を紙上に貼付した、国家公務員、政府高官の地位にない、または法令により兼務が禁じられた他の役職に就いていないことの宣誓書；
- h.知的財産コンサルタント研修証明書のコピー；
- i.知的財産コンサルタント試験合格証書；
- j.知的財産コンサルタント事務所または知的財産管理ユニットでの実習または勤務の証明書；
- k.赤背景、4x6センチの最新の証明写真2枚；および
- l.非税国家収入の納付証書

(4)総局の退職者が(1)項で定められた申請を提出する場合、申請者は以下の条件書類を添付する：

- a.住民登録カードのコピー；
- b.納税者基本番号のコピー；
- c.政府系病院の医師による心身健康の診断書原本；
- d.警察の無犯罪証明書の原本；
- e.登録済の大学卒業証書のコピー；
- f.TOEFL または同等の試験の最低 500 点の英語能力認定書；
- g.1 万ルピアの印紙を紙上に貼付した、国家公務員、政府高官の地位にない、または法令により兼務が禁じられた他の役職に就いていないことの宣誓書；
- h.知的財産コンサルタント試験合格証書；
- i.赤背景、4x6 センチの最新の証明写真 2 枚；および
- j.非税国家収入の納付証書
- k.総局で 20 年間勤務したことの証明書；および
- l.退職決定書

#### 第 8 条

- (1)7 条で定められた申請は、申請を受理してから遅くとも 3 日の期間内に審査を行う。
- (2)(1)項で定められた審査の結果、申請の条件書類に不足があった場合、大臣は審査が行われてから遅くとも 5 日の期間内に書面で申請者に通知する。
- (3)申請者は申請条件を満たすため、書面通知の日付から遅くとも 5 日の期間内に(2)項で定められた申請の条件書類の不足を補完しなければならない。
- (4)(3)項で定められた期間内に申請者が申請の条件書類を補完しなかった場合、申請は不受理を表明される。
- (5)(4)項で定められた不受理を表明された申請に対し、申請者は再提出ができる。

#### 第 9 条

- 8 条で定められた審査の結果、申請に不備がないと表明された場合、大臣は知的財産コンサルタント任命決定を定める。

#### 第 10 条

- (1)知的財産コンサルタントはその職業に服務する前に、大臣または指名された高官の前で、その宗教に応じた宣誓/約束を行う義務がある。
- (2)(1)項で定められた宣誓/約束は、以下のような内容とする：  
「私は以下を真に宣誓/約束する：

- －私は常にパンチャシラ（建国五原則）、インドネシア共和国 1945 年憲法およびインドネシア共和国の現行法令を遵守し、履行する；
- －私は知的財産コンサルタントとしての職務を遂行するにおいて、常にプロフェッショナルとして勤務し、直接的にも間接的にも、どのような名前または口実を用いても、法令の規定に抵触することを何れの者に対しても決して行わない；
- －私は知的財産コンサルタントとしての職務遂行において、法と正義に基づき常に誠実に行動する；
- －私は常に自らの振舞を律し、また知的財産コンサルタントとしての自らの敬意、尊厳および責任に応じた義務を果たす；
- －私は知的財産コンサルタントの職業倫理規定を高く擁護し、自らに任された知的財産に関する情報守秘を常に守る」

(3)(1)項で定められた宣誓/約束は、知的財産コンサルタント任命決定の日付から遅くとも 3 ヶ月の期間内に行われる。

## 第 11 条

任命され、宣誓/約束を行った知的財産コンサルタントは、その氏名が知的財産コンサルタント登録簿に記載され、総局が発行する知的財産コンサルタント公報において公開される。

## 第 III 章

### 知的財産コンサルタントの権利と義務

#### 第 1 部

##### 一般規定

## 第 12 条

(1)知的財産コンサルタントは知的財産申請の提出と取扱の分野で役務を提供する。

(2)(1)項で定められた知的財産の申請の提出と取扱の分野での役務提供において、知的財産コンサルタントは代理する役務利用者の委任状を所持する義務がある。

(3)知的財産コンサルタントは、知的財産分野のコンサルティングにおいて専門的な役務を用意、提供できる。

#### 第 2 部

##### 権利と義務

## 第 13 条

(1)知的財産コンサルタントは、適正な価格範囲に応じて役務利用者から報酬を受け取る権利がある。

(2)12条で定められた知的財産申請の提出と取扱の分野での役務、および知的財産分野のコンサルティングでの専門的な役務の提供において、知的財産コンサルタントは以下の義務がある：

- a.プロフェSSIONALに、誠実に、慎重かつ責任を持って服務する；
- b.法令の規定と職業倫理規定を遵守する；
- c.自らに任された知的財産に関する情報を守秘する；
- d.明確な住所のある事務所を設ける；
- e.職業団体のメンバーになる；
- f.大臣または指名された高官に、知的財産コンサルタントとなる条件に関連した全ての状況の変更を報告する；
- g.自身に任せられた知的財産の取扱に関して、適切で整理されたアーカイブシステムと記録を作り、運用し、保守する。
- h.プロトコルの所持者として他の知的財産コンサルタント1名を指定する；および
- i.経済力のない役務利用者に対して、無料で知的財産分野のコンサルティングと啓発のサービスを無料で提供する

#### 第IV章

#### 知的財産コンサルタント監督協議会

#### 第14条

(1)大臣は知的財産コンサルタントに対する監督と育成を行う。

(2)(1)項で定められた監督と育成の実施において、大臣は監督協議会を設置する。

#### 第15条

監督協議会は3年の任期で任命され、次の任期に1回再任できる。

#### 第16条

(1)14条(2)項で定められた監督協議会は、以下の背景からなる9人をメンバーとする：

- a.政府関係者3人；
- b.職業団体3人；および
- c.専門家/学者3人

(2)(1)項で定められた監督協議会は以下からなる：

- a.会員を兼任する会長1人；
- b.会員を兼任する副会長1人；
- c.会員7人

(3)監督協議会の会長と副会長は異なる背景の者でなければならず、監督協議会の会員の中から、会員により選出される。

(4)監督協議会の会長と副会長の選出は、話し合いにより行われる。

(5)話し合いによる選出が合意に達しない場合、監督協議会の会長と副会長の選出は投票により行う。

#### 第 17 条

監督協議会は以下の職務を有する：

- a.知的財産コンサルタントの振舞に対する監督と育成を行う；
- b.知的財産コンサルタントによって行われた義務および職業倫理規定違反の疑いについての報告を検査する；
- c.知的財産コンサルタントの実績に対するモニタリングと評価を行う；
- d.知的財産コンサルタントの解任勧告を作成する；および
- e.知的財産コンサルタントの定年延長勧告を作成する。

#### 第 18 条

監督協議会は以下の権限を有する：

- a.知的財産コンサルタントによって行われた義務および職業倫理規定違反の疑いについての報告を受理する；
- b.義務および職業倫理規定違反を行った疑いのある知的財産コンサルタントを召喚し、取り調べる；
- c.義務および職業倫理規定に違反した知的財産コンサルタントに対する処罰勧告を大臣に提出する。

#### 第 19 条

(1)その職務を行うにおいて、監督協議会は監督協議会事務局の補佐を受ける。

(2)(1)項で定められた監督協議会事務局は、総局の高官を兼ねる（ex officio）事務官により指導される。

#### 第 20 条

監督協議会の組織構成、任命、交代、解任の手續、業務手順に関するより詳細な規定は、大臣規則で定める。

#### 第 V 章

## 知的財産コンサルタントの解任

### 第 1 部

#### 一般規定

### 第 21 条

知的財産コンサルタントは大臣により解任される。

### 第 22 条

知的財産コンサルタントの解任は以下の方法により行われる：

- a.一時解任；
- b.円満解任；
- c.懲罰解任

### 第 2 部

#### 一時解任

### 第 23 条

(1)知的財産コンサルタントは、以下の理由により 22 条 a で定められた役職の一時解任がされる：

- a.後見を必要とする状態にある；
- b.軽度および中程度の義務と職業倫理規定違反を行った；
- c.国の高官に任命された；あるいは
- d.勾留中である。

(2)(1)項で定められた知的財産コンサルタントの解任は、監督協議会の勧告を得た上で大臣が定める。

### 第 24 条

(1)23 条で定められた一時解任は、大臣決定で定められた期間の終了まで行われる。

(2)(1)項で定められた期間の終了後、大臣は知的財産コンサルタントの再任を定める。

### 第 3 部

#### 円満解任

### 第 25 条

(1)知的財産コンサルタントは、以下の理由により 22 条 b で定められた辞任または円満解任がされる；

- a.死亡；
- b.70 歳に達した；
- c.自らの希望による；
- d.3 年以上の間連続して、身体的および/あるいは精神的に知的財産コンサルタントとしての職務を遂行することができない；および/あるいは
- e.国籍変更

(2)(1)項 b で定められた年齢制限は、以下の条件により毎年、延長することができる：

- a.監督協議会が行った最新の評価に基づき、良好な評価を得ている；
- b.義務と倫理規定に違反したことがない；および
- c.医師の診断書により心身の健康が証明された。

(3)(1)項 a、b、c、e で定められた知的財産コンサルタントの解任は大臣が定める。

(4)(1)項 d で定められた知的財産コンサルタントの解任は、監督協議会の勧告を得た上で大臣が定める。

#### 第 4 部

#### 懲罰解任

#### 第 26 条

(1)知的財産コンサルタントは、以下の理由により 22 条 c で定められた解任がされる；

- a.知的財産コンサルタントの宣誓/約束に違反した；
- b.重度の義務と職業倫理規定違反を行った；および/あるいは
- c.少なくとも禁錮 5 年かそれ以上の禁錮の可能性のある刑事事件を起こし、既に法的確定効のある裁判所の判決に基づき刑事罰が科された。

(2)(1)項で定められた知的財産コンサルタントの解任は、監督協議会の勧告を得た上で大臣が定める。

#### 第 27 条

22 条 b、c で定められた解任を受けた知的財産コンサルタントは、知的財産コンサルタント登録簿からその名が消され、総局が発行する知的財産コンサルタント公報において公開される。

#### 第 28 条

知的財産コンサルタントの解任手続に関するより詳細な規定は、大臣規則で定める。

#### 第 VI 章

## 職業団体

### 第 29 条

- (1)知的財産コンサルタントは一つの職業団体に加入する義務がある。
- (2)(1)項で定められた職業団体は、インドネシア知的財産コンサルタント協会である。
- (3)職業団体の目的、職務、権限、業務手順および構成に関する規定は、職業団体と定款および内規で定める。
- (4)職業団体は職業倫理規定を定め、擁護する。
- (5)職業団体は会員名簿を有し、その謄本を大臣と監督協議会に提出する。
- (6)職業団体は 6 ヶ月に 1 回、活動報告を大臣と監督協議会に提出する。

## 第 VII 章

### 知的財産コンサルタントのモニタリングと評価

### 第 30 条

- (1)監督協議会は 3 年に 1 回、定期的に知的財産コンサルタントの業績のモニタリングと評価を行う。
  - a.13 条(2)項で定められた知的財産コンサルタントの義務；および
  - b.毎年の知的財産申請の提出と取扱の分野の役務および知的財産分野のコンサルティングの役務の提供
- (3)(1)項で定められたモニタリングと評価の結果は、大臣に提出される。

## 第 VIII 章

### 移行規定

### 第 31 条

本政令が施行開始される際：

- a.本政令の施行前に一連の知的財産コンサルタントの任命プロセスに参加しているが、まだプロセス中で決定が出ていない知的財産コンサルタント候補者は、その任命は知的財産権コンサルタントに関する政令 2005 年 2 号の規定に基づいて行われる；および

b. プロトコルの所持者の指定をまだ行っていない知的財産コンサルタントは、本政令の法制化の日から 6 ヶ月の期間内にプロトコルの所持者を指定する義務がある。

### 第 32 条

(1) 既にあるインドネシア知的財産権コンサルタント協会は、本政令に基づいてインドネシア知的財産権コンサルタント協会となる。

(2)(1)項で定められた知的財産権コンサルタント協会は、遅くとも本政令の法制化の日から 3 ヶ月で本政令に一致させなければならない。

## 第 IX 章

### 終末規定

### 第 33 条

本政令が施行開始される際：

a. 知的財産権コンサルタントの関する政令 2005 年 2 号（インドネシア共和国官報 2005 年 2 号、官報補遺 4466 号）；および

b. 知的財産権コンサルタント任命手続に関する大統領令 2006 年 84 号

は撤回され、無効を宣言される。

### 第 34 条

本政令は法制化の日から施行される。

全ての者が知ることができるよう、本政令の法制化をインドネシア共和国官報に掲載するよう命じる。

ジャカルタにて制定

2021 年 9 月 27 日

インドネシア共和国大統領

署名

JOKO WIDODO

ジャカルタにて法制化

2021年9月27日  
インドネシア共和国  
法務人権大臣

署名

YASONNA H. LAOLY

インドネシア共和国官報 2021年 224号

原本と同様の謄本  
インドネシア共和国  
国家官房  
法令・法律事務次官

署名・印

Lydia Silvanna Djaman

知的財産コンサルタント  
に関する

インドネシア共和国政令 2021 年 100 号  
に対する注釈

I.一般規定

政府は既に知的財産に関する法律において信託された実施規則として知的財産権コンサルタントに関する政令 2005 年 2 号を定めている。この知的財産コンサルタントの存在は、権利の法的保護を得るために、それぞれ異なる性質と手続があるクリエイター、発明家、デザイナー、権利者または知的財産分野での役務を求める他の者のような申請者の利益を代理するためのものである。そのため、知的財産コンサルタントは国内的にも国際的にも知的財産の保護システムにおいて重要な役割を有している。

その発展において、政令の作成の根拠となっている知的財産に関する法律は既に改正が行われている。改正が行われた知的財産に関する法律は以下のものである：

- 1.著作権に関する法律 2014 年 28 号
- 2.雇用創出に関する法律 2020 年 11 号により改正された、特許に関する法律 2016 年 13 号
- 3.雇用創出に関する法律 2020 年 11 号により改正された、商標と地理的表示に関する法律 2016 年 20 号

別の言葉で言えば、知的財産権コンサルタントに関する政令 2005 年 2 号の根拠とされている幾つかの法律は、その一部が既に改正されている。この改正は、その中に「知的財産権」という用語から「権」という語を削除し「知的財産」とする調整も含む。よって「知的財産権コンサルタント」という用語を「知的財産コンサルタント」に変更する必要がある。

かかる事項に関連し、また知的財産コンサルタントとして任命する条件を定めるために政令を作成することを信託した工業意匠に関する法律 2000 年 31 号 15 条、工業意匠に関する法律 2000 年 32 号 13 条の規定を考慮して、知的財産コンサルタントに関する政令を調整する必要がある。

その他、総局での知的財産分野の役務および総局と省/機関および法律執行機関との調整役務の実施の増加が、その知的財産コンサルタントがどこまで権利と義務を履行したかに関する管理を行う目的での知的財産コンサルタントに対する評価と監督実施の有効性をよりサポートする政令を作成する必要があることの理由となっている。

本政令により、知的財産コンサルタントとして服務する間、知的財産コンサルタントの継続的な業績の監督と育成システムの向上とインドネシアにおける知的財産コンサルタントにとっての協会組織の存在の保証の実現も期待される。

II.逐条解説

第 1 条

十分に明確である。

第 2 条

十分に明確である。

第 3 条

a

十分に明確である。

b

十分に明確である。

c

十分に明確である。

d

十分に明確である。

e

十分に明確である。

f

十分に明確である。

g

十分に明確である。

h

十分に明確である。

i

十分に明確である。

j

十分に明確である。

k

「知的財産管理ユニット」とは、識別、啓発、申請、保護、評価（検証）および商業化の活動を含め包括的にその母体組織が所有する知的財産を管理するための職務と機能を有する高等教育機関または研究開発機関における団体である。

l

十分に明確である。

#### 第4条

十分に明確である。

#### 第5条

十分に明確である。

#### 第6条

##### (1)項

「他の機関」とは、特に職業団体および高等教育機関である。

##### (2)項

十分に明確である。

##### (3)項

十分に明確である。

第7条

十分に明確である。

第8条

十分に明確である。

第9条

十分に明確である。

第10条

十分に明確である。

第11条

十分に明確である。

第12条

(1)項

「知的財産の申請の提出と取扱」とは、特に著作物と隣接権商品の登記申請、特許申請、  
商標申請である。

(2)項

十分に明確である。

(3)項

十分に明確である。

第13条

(1)項

十分に明確である。

(2)項

a

十分に明確である。

b

十分に明確である。

c

十分に明確である。

d

十分に明確である。

e

十分に明確である。

f

十分に明確である。

g

十分に明確である。

h

プロトコルの所持者として行動する他の知的財産コンサルタントの指定は、一時解任、円満解任または懲罰解任された知的財産コンサルタントが処理中だった知的財産の申請が放棄されないよう、申請者または委任者の利益を保護するためのものである。

i

十分に明確である。

#### 第 14 条

十分に明確である。

#### 第 15 条

十分に明確である。

#### 第 16 条

十分に明確である。

#### 第 17 条

十分に明確である。

#### 第 18 条

十分に明確である。

#### 第 19 条

十分に明確である。

#### 第 20 条

十分に明確である。

#### 第 21 条

十分に明確である。

#### 第 22 条

十分に明確である。

第 23 条

十分に明確である。

第 24 条

十分に明確である。

第 25 条

十分に明確である。

第 26 条

十分に明確である。

第 27 条

十分に明確である。

第 28 条

十分に明確である。

第 29 条

十分に明確である。

第 30 条

十分に明確である。

第 31 条

十分に明確である。

第 32 条

十分に明確である。

第 33 条

十分に明確である。

第 34 条

十分に明確である。

インドネシア共和国官報補遺 6726 号